

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-4-1
処分の種類	製造施設及び製造方法の改善命令			
根拠法令条例等・条項	火薬類取締法第9条第3項			
処分の概要	製造施設及び製造方法が技術上の基準に適合していないと認められるときは、基準に従い製造するよう命ずることができる。 (最終) 知事 (専決) ものづくり振興課長 (委任)			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則による。			
基準の制定根拠	法令、通達に基づく基準			